

(仮称)白岡市住民投票条例 の制定に向けた提言書 (案)



平成25年3月12日

白岡市自治基本条例市民推進会議

目 次

| | | |
|------------------------------|-------|----------|
| 1 はじめに | | 1 |
| 2 住民投票条例の制定に向けた提言 | | 2 |
| (1) 住民投票に付する事ができる事項 | | 2 |
| (2) 住民投票の資格者及び請求者の要件 | | 2 |
| (3) 住民投票の請求要件 | | 3 |
| (4) 住民投票の成立要件 | | 3 |
| (5) 投票結果の尊重 | | 4 |
| (6) 同一事案の再請求の制限について | | 4 |
| 3 白岡市市民推進会議の審議経過 | | 5 |
| 4 白岡市自治基本条例市民推進会議委員名簿 | | 6 |



1 はじめに

私たちは、自治基本条例第9章第19条の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を市民の目線で検討してまいりました。

私たちは、参画と協働のまちづくりに向けた白岡市自治基本条例の精神をふまえ、とりわけ同条例の第5章「参画及び協働」の中の第15条第4項に定められた、「市民の意見を市政に反映させるため、幅広い市民の参画に努める。」という規定の考え方に基づき、住民自治を発展させる手法として住民投票を位置づけました。

住民投票はみだりに乱発すべきものではありませんが、市政の重要事項に関し、市民、議会又は市長がその判断を市民に委ねる、住民主権による民主主義の発展にとって大事な制度です。白岡市はまちづくりの憲法である自治基本条例第9章に常設型の住民投票条例の制定を規定しました。

私たちは、住民自治を確立し発展させる立場から、住民投票を実施するための「住民投票条例」について、下記のとおり提言いたします。



2 住民投票条例の制定に向けた提言

(1) 住民投票に付する事ができる事項

住民投票に付すべき事項は、市民、議会及び市長が市政運営上の重要事項と判断したもので、市民の請求要件を満たした事項、議会の議決により請求された事項及び市長が必要と判断した事項とする。但し、次の事項は除く。

- ① 法令の規定に基づき、住民投票を行うことができる事項
- ② 専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- ③ 市の組織、人事及び財務に関する事項
- ④ 市の権限に属さない事項
- ⑤ その他住民投票に付する事が明らかに適当でないと市長が認める事項

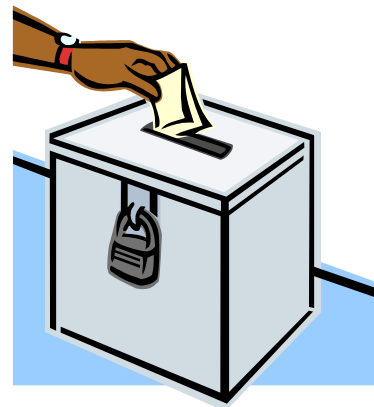
但し、住民投票に付すことが適当でないと判断された場合は、直ちにその理由を公表し請求者に説明しなければならない。

(2) 住民投票の資格者及び請求者の要件

住民投票の投票資格者及び請求資格者の要件は、「公職選挙法で定められた要件」とする。

私たちは、年齢要件や国籍要件などを様々な観点から検討を行ったが、以下の理由により住民投票の資格及び請求者は上記の要件とした。

- ① 住民投票の資格者及び請求者の要件を公職選挙法の要件と同じにすることにより、現行の選挙と同様に選挙人名簿や投票所を使用することができるとともに、投票事務の効率化、迅速化を図ることができる。
- ② 国民投票法（平成 19 年 5 月公布・施行）では、18 歳以上の者が投票権を有すると規定されているが、関係法令の検討（成人年齢等）が終了するまでは有権者は 20 歳以上の者とされており、国においても投票権の議論が行われている最中であること。



(3) 住民投票の請求要件

- ① 市民は、有権者の6分の1以上の署名によって住民投票を請求できる。
住民投票の成立要件を「賛否いずれかの票数が有権者の4分の1を超えること。」としていることから、住民投票の請求に4分の1以上の署名数が必要となるとは考えにくい。しかし、成立要件の半数（8分の1）以上の署名は必要になると考えた。一方、8分の1では住民投票が不成立になる可能性を否定できない。
この考え方に基づき、住民投票の請求に必要な要件は、4分の1と8分の1の間である6分の1とした。
- ② 議会は、その議決により住民投票を請求できる。
- ③ 市長は、市民の判断が必要と認めるときは、自ら住民投票を発議できる。

(4) 住民投票の成立要件

- ① 住民投票は常に開票するものとし、その結果を直ちに公表するものとする。
- ② 住民投票は、投票結果の賛否いずれかの票数が有権者の4分の1を越えなければ成立しないものとする。
成立要件の「有権者の4分の1を越える」は、投票率を50%以上と想定した上で、その過半数以上の票数が成立要件として必要になると考えた数字である。また、投票しないことによる住民投票の不成立を避けるために、以下の考え方に基づき、このような規定とした。
ア 4分の1の決定を覆すためには、積極的に同数以上の反対票を投ずる必要があり、有権者の過半数（2分の1）の投票があった場合に相当すると考えられる。
イ 過去の選挙における投票率を見る限り、住民投票において3分の2以上の投票を想定する事は困難である。従って、実際には住民投票に付された事項に対する賛否の判断は3分の2（66%）以下の有権者により行われる可能性が高い。仮に、成立要件を有権者の過半数（2分の1以上）とすると、49%が賛成に投票しても、反対する6分の1（17%）が棄権すると2分の1に満たず、不成立となり住民投票に市民の声を正確に反映できなくなってしまう可能性が生まれてくる。
ウ 成立要件を、賛否いずれかの票数が有権者の4分の1を超えた場合とすることで、反対する者も投票することが求められるため、投票率の向上に繋がると期待される。

(5) 投票結果の尊重

市民、議会及び市長は投票結果を尊重しなければならない。

(6) 同一事案の再請求の制限について

住民投票は、同一事案の再請求を2年間制限する。ただし、住民投票が不成立の場合はこの限りではない。



3 白岡市市民推進会議の審議経過

【全体会】

| 回 | 日 | 時 | 検討事項 |
|---|---------------------|-------------|--|
| 1 | 平成 24 年 9 月 25 日 | 19:00～21:20 | ・住民投票（条例）制度の内容及び策定スケジュールについて 等 |
| 2 | 10 月 16 日 | 19:00～21:00 | ・住民投票条例の検討に当たっての基本的な考え方について 等 |
| 3 | 11 月 6 日 | 19:00～21:30 | ・事務局との意見交換（会議の進め方について） |
| 4 | 11 月 27 日 | 19:00～21:30 | ・住民投票に付することができる事項について ・投票資格者について |
| 5 | 12 月 18 日 | 19:00～20:45 | ・住民投票の請求資格者について ・住民投票の請求要件について |
| 6 | 平成 25 年 1 月 15 日 | 19:00～21:00 | ・投票結果の尊重について ・住民投票の成立要件について ・同一事案の再請求の制限期間について |
| 7 | 2 月 5 日 | 19:00～21:30 | ・提言書の作成に向けた意見等の整理 等 |
| 8 | 2 月 26 日 | 19:00～20:50 | ・白岡市住民投票条例制定に向けた提言書（案）の作成について |
| 9 | 3 月 12 日 | 18:00～19:00 | ・提言書の決定 |

【作業部会】

| 回 | 日 | 時 | 検討事項 |
|---|---------------------|-------------|-------------------------|
| 1 | 平成 25 年 1 月 22 日 | 18:30～21:10 | 住民投票条例に規定すべき事項に関する意見の整理 |
| 2 | 2 月 19 日 | 19:00～21:00 | ・提言書案（たたき台）の作成について |

4 白岡市自治基本条例市民推進会議委員名簿

(50音順 敬称略)

| | 氏 名 | ふりがな | 住 所 |
|----|--------|-----------|-----|
| 1 | 内山 欣春 | うちやま よしはる | 岡 泉 |
| 2 | 大八木 健夫 | おおやぎ たけお | 白 岡 |
| 3 | 神田 芳晃 | かんだ よしあき | 小久喜 |
| 4 | 齋藤 信治 | さいとう しんじ | 岡 泉 |
| 5 | 柴山 利幸 | しばやま としゆき | 西 |
| 6 | 清水 律子 | しみず りつこ | 高 岩 |
| 7 | 本田 尚子 | ほんだ なおこ | 小久喜 |
| 8 | 宮崎 博 | みやざき ひろし | 野 牛 |
| 9 | 矢島 静江 | やじま しずえ | 篠 津 |
| 10 | 柳 祐作 | やなぎ ゆうさく | 白 岡 |
| 11 | 山口 孝雄 | やまぐち たかお | 小久喜 |
| 12 | 渡部 勲 | わたなべ いさお | 下野田 |